

おまかせマルチパックサービス利用規約【現改比較表】 2025年7月1日現在

～2025年6月30日

2025年7月1日～

第1条～第3条（略）

（定義）

第4条 本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

1.～5. （略）

6.『請求事業者』とは、本サービスの料金に係る当社の債権を譲渡した当社が別に定める事業者をいいます。

（注）本欄に規定する当社が別に定める事業者は、[エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社](#)とします。

7. （略）

第5条～第18条（略）

第19条 契約者は本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。

2 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの利用に必要な契約者の端末設備やネットワーク回線等の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分等、当社の責めに帰すべき事由がない場合、責任を負担しないものとします。

3 当社は、本規約の変更等により自営端末設備等の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

4 本条に定める免責に関する事項は、本規約の準拠法で強行規定として定められる、法的に免責又は制限できない範囲を免責することまでを目的とはしていません。そのため、準拠法の強行規定の定めを超える免責事項が本規約に含まれる場合には、準拠法にて許容される最大限の範囲にて当社は免責されます。

第20条～第32条（略）

別表1（略）

第1条～第3条（略）

（定義）

第4条 本規約において用いる用語の意味は次のとおりです。

1.～5. （略）

6.『請求事業者』とは、本サービスの料金に係る当社の債権を譲渡した当社が別に定める事業者をいいます。

（注）本欄に規定する当社が別に定める事業者は、[NTT ドコモビジネス株式会社](#)とします。

7. （略）

第5条～第18条（略）

第19条 契約者は本サービスの利用により第三者に対し損害を与えた場合、自己の責任でこれを解決し、当社に責任を負担させないものとします。

2 当社は、本サービスの利用により生じる結果について、契約者に対し、本サービスの利用に必要な契約者の端末設備やネットワーク回線等の不具合、故障、第三者による不正侵入、商取引上の紛争、法令等に基づく強制的な処分等、当社の責めに帰すべき事由がない場合、責任を負担しないものとします。

3 当社は、本規約の変更等により自営端末設備等の改造又は変更（以下この条において「改造等」といいます。）を要することとなる場合であっても、その改造等に要する費用については負担しません。

4 削除

第20条～第32条（略）

別表1（略）

別紙 1（略）	別紙 1（略） <u>附 則（令和7年6月11日 光事推000600000715-01号）</u> <u>（実施期日）</u> <u>1 この改正規定は、令和7年7月1日から実施します。</u>
---------	--